

安全第一



ゼロ災宣言

【取組期間】

平成30年4月～平成31年3月

【強化する取組】

- ① 第三者災害防止のために、重機運転者が周囲を徹底確認して「死角」をなくすと共に誘導者による指示を徹底遵守させる。
- ② 事故事例やヒヤリハット事例を周知し、「わが身に置き換えた」安全対策を作業員全員で実践する。
- ③ 通勤時の安全運転、特に運転中の携帯電話の使用禁止と信号のない交差点への進入時は徐行運転を遵守する。

上記の期間、わが社は、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

平成30年4月4日

会社名 新津建設 株式会社

代表者署名 新津 正考

(社長の自署)

このゼロ災宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、事業場及び現場の見やすい場所に必ず掲示してください。

なお、この取組の広がりを把握したいため、宣言後、建災防山梨県支部あて送付していただけようお願いします（Fax 055-228-8882）。